

## 業務仕様書

**業務名** 令和3年度 松山市国民健康保険 特定保健指導業務委託  
(動機付け支援及び積極的支援)

**履行期間** 契約締結日から令和4年9月30日まで

## 業務概要

特定保健指導業務は、国の示す高齢者の医療の確保に関する法律及び関係省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.1版）」に基づいて、対象者の特性やニーズに応じた指導方法を組み入れて、効率的かつ効果的に実施するものとする。

## 実施目標

松山市は、本委託業務と松山市直営実施で特定保健指導対象者の35%を目標実施率としている。下表は終了者数ベースで作成したもので、下表の太枠で囲んだ部分を本委託業務における実施目標として、その達成に向けた企画提案を行うこと。なお、参考までに資料末尾に松山市の直近の実績（法定報告値）を掲載しておく。

合計終了者数			民間事業所への委託分 (本委託業務の対象)			松山市直営分		
総数	うち 動機付 け支援	うち 積極的 支援	合計	うち 動機付け 支援	うち 積極的 支援	合計	うち 動機付け 支援	うち 積極的 支援
1,120人	896人	224人	690人	552人	138人	430人	344人	86人
《実施手法》 委託と直営の割り振り (役割分担)【注釈】			来所型(集団・個別)			訪問型(個別)		

## 【注釈】委託と直営の割り振り(役割分担)について

本業務で受託者が行うのは、来所型(実施側が指定する場所に、対象者の方に来所していただき実施する方法で、集団・個別を問わない)の特定保健指導とする。一方、実施側が対象者の自宅等に訪問して行う特定保健指導については松山市が担う方針である。

## 業務内容

## 1. 業務実施計画書

- ・受託者は、この契約締結後速やかに仕様書等に基づいて業務実施計画書を作成し、松山市に提出しなければならない。
- ・受託者は、各業務を履行するにあたり、新型コロナウイルス等感染拡大防止対策を徹底すること。また、業務実施計画書に対策内容を記載すること。
- ・松山市は、必要があると認めるときは、受託者に対してその修正を請求することができる。
- ・業務実施計画書は、松山市及び受託者を拘束するものではない。

## 2. 特定保健指導利用案内(募集)文書の作成と送付

## (1) 概要

- ・受託者は、契約期間中における毎月10日を目途に松山市が作成し提供する「利用案内（募集）文書対象者リスト」に基づき、特定保健指導利用案内（募集）文書を作成印刷し、対象者へ送付すること。なお、対象者データは令和3年4月から令和4年3月まで提供する予定。

※毎月10日を目途にデータを受託者へ送付する予定。なお、この日は2日程度前後することを想定しているが、具体的な日程等の詳細は協議の上で決定する（別紙1-2）「想定業務フロー図」を参照）。

- ・当該文書には、実施会場や実施日についても調整を行った上で掲載することとし、保健指導の利用につながるよう工夫を講じること。
- ※実施会場・実施日については5.（3）を参照すること。
- ・発送する際の封筒及び郵送料は受託者が負担すること。
- ・必要に応じて利用申込みのための返信用封筒を同封すること。
- なお、返信用封筒及び郵送料は受託者が負担すること。ただし、返信用封筒を必要としない手法（電話申込※等）も可能とする。
- ※電話申込の場合、受託者が受付を行うこと。

#### （2）発送する際の封筒の規格及び数量

- ・A4又はA3、フルカラー両面印刷
- ・数量は、3,200部（予備含む）を想定
- ・開封率の向上を促す工夫を施すこと。

#### （3）著作権

- ・文書及び発送する際の封筒の著作権は、受託者に帰属するものとする。
- ・松山市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

#### （4）その後

- ・1度発送し4.（1）の利用勧奨（電話等勧奨）によっても反応がない方等に対しては、6.（1）の利用勧奨事業の実施において、再度利用案内（募集）文書を送付することができる。ただし、再々募集（3回目の募集）は想定していない。

### 3. 特定保健指導利用の受付

- ・申し込み受付は受託者が行うこと。
- その結果はリスト化し、「実施対象者リスト（委託分）」として、契約期間中における特定保健指導利用案内（募集）文書発送の翌月以降に松山市に提供すること。
- ・上記に加えて、予算の範囲内でかつ実施目標の範囲内で、松山市が直接受け付けた来所型の希望分もリストに加える場合がある。

### 4. 積極的支援の対象者に対する利用勧奨（電話等勧奨）の実施

#### （1）概要

3.の受付の結果に基づき、申し込みのなかった積極的支援の対象者に対する利用勧奨（電話等勧奨）を行うこと。

※動機付け支援の対象者の勧奨は松山市が行うため、対象外とする。

#### （2）利用勧奨（電話等勧奨）の対象者の取り扱いについて

- ア 3.で作成した「実施対象者リスト（委託分）」に基づき、利用勧奨（電話等勧奨）リストを作成すること。
- イ 受託者は当該リストに基づいて利用勧奨を実施し、対象者が特定保健指導を利用する日を決定すること。
- ウ 利用勧奨は、原則電話とし、平日や日中以外にも行うこと。1対象者に対し、つながるまで日時を変えて2回以上架電すること。ただ、電話と同等若しくはそれ以上有効な手法があれば、その実施を妨げない。

エ 利用しないと回答した者に対しては、その理由を可能な限り聴取し、参加増加のための方策について聞き取り松山市へ報告すること。

オ (別紙1-2)に「利用案内(募集)文書対象者リスト」の提供から利用勧奨(電話等勧奨)までの想定業務フロー図を示す。

### (3) 記録及び報告

利用勧奨を実施した結果は、利用につながったかどうかに関わらず、架電時間や通話内容などを記録し、紙及び電子データ(Excel)にて契約期間中における翌月中旬までを目途に松山市に報告すること。

### (4) その他

- ・架電する者は専門職(保健師や管理栄養士など)であることは必須ではないが、専門職以外が架電するときは、対象者から質問があった場合の対応をマニュアル化し、申し込みにつながる利用勧奨に努めること。
- ・松山市から提供する電話番号は、対象者が国民健康保険の手続きの際に届け出たものになるため、番号が変更されている場合がある。

## 5. 特定保健指導(動機付け支援及び積極的支援)

### (1) 概要

- ・3.の「実施対象者リスト(委託分)」、4.(1)の利用勧奨及び6.(1)の利用勧奨事業による利用者に対して、来所型又は遠隔型による特定保健指導を実施する。
- ・来所型と遠隔型の選択は、原則として利用者の希望によるものとする。  
※本業務で受託者が行うのは、来所型(利用者の方に実施側が指定する場所に来ていただく方法で、集団・個別を問わない)又は情報通信技術を活用した遠隔型の特定保健指導(平成30年2月9日付け厚生労働省通知「情報通信技術を活用した特定保健指導の初回面接の実施について」及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導の実施の手引き」によるもの)とする。利用者の自宅等に訪問して行う特定保健指導については松山市が担う。

### (2) 連絡・相談窓口の設置

- ・利用者から受託者に連絡・相談できる窓口を設けること。

### (3) 実施会場・実施日の設定

- ・松山市内に住所を有する施設等で実施すること。施設の使用にかかる手続き等は受託者が行うこと。
- ・松山市が保有・管轄する施設での実施を希望する場合は、事前に協議を行うこと。
- ・実施会場での運営は受託者が行い、円滑な実施のための貼り紙や受付の設置など利用者へ配慮すること。
- ・実施日は利用者の利便性を考慮し、土・日曜日や夜間なども利用できるように設定すること。
- ・松山市で面談の実施回数については指定しない。実施目標に到達するために必要な回数を受託者が検討し、準備すること。

### (4) 特定保健指導の実施

#### ①基本事項

- ・利用者が特定保健指導を受けやすい体制を整えるとともに、生活習慣病の自覚症状や関心が薄い利用者でも参加したいと思える特定保健指導プログラム内容とする。
- ・情報通信技術を活用した遠隔型の初回面接及び継続支援については、実施に要する機器、通信及び会場等は受託者が用意すること。  
なお、利用者側の機器、通信などは本人が所持しているものを使用し、松山市から貸与しない。
- ・日常の中で継続できる運動や栄養に関する助言を行い、取り組み内容を記載できる帳票や体重記録表などを提供し、継続的に実施できるように工夫する。

- ・個人の生活習慣のスタイル、ニーズや行動変容ステージを踏まえ、また行政や地域、事業所等の健康情報を積極的に提供し、継続性を視野に入れた特定保健指導を行う。
- ・特定保健指導の実施者は、十分な研修を受けた経験のある保健師または管理栄養士とし、初回面接から実績評価まで同一者が対応できる体制を整えるよう努めること。なお、この同一者の対応は必須ではなく努力義務である。
- ・指導期間は3ヶ月を想定している。
- ・指導中、特定健康診査の継続的受診を促すこと。
- ・万が一、委託期間満了日までに完了していない利用者がいた場合は、松山市が引き継いで指導を行う。

## ②資格等の確認

- ・初回面接実施時、松山市国民健康保険被保険者証の有効期限等を確認すること。
- ・継続支援実施時及び実績評価時には松山市国民健康保険被保険者証を確認すること。

## ③「特定保健指導支援計画」の作成

- ・特定健診の結果や利用者の意向などを踏まえ、利用者の行動目標を達成するために必要な介入、支援等をまとめた「特定保健指導支援計画」を初回面接の中で作成すること。

## ④特定保健指導の実施に係る記録及び報告

- ア 利用者ごとに「特定保健指導支援計画」に加えて「実施報告書」（任意様式）を作成すること。
- イ また、国で定める標準的な電子的様式（XML形式）により特定保健指導結果を提供すること。
- ウ 当該月に終了した初回面接及び継続支援実績評価、並びに当該月に途中終了と判断した者について、その結果として上記ア及びイを実施の翌月中旬までを目途に松山市に報告すること。また、未利用者についての報告も適宜行うこと。
- エ 5.(3)で設定した各実施日までに、その日に面談を担当する者の氏名および役職（保健師、管理栄養士など）、実施予定時間を松山市に事前に連絡すること。なお、既に連絡している内容に変更があれば速やかに訂正の報告を行うこと。

## ⑤中断の防止

- ・事前につながりやすい電話番号や日時等を聞くことや、利用しやすい曜日や時間を設定するなど中断者を出さないよう工夫すること。

## ⑥事故対応

- ・安全管理には十分に留意し、運動の実践等を行う場合には、運動の制限がなされていないか等を確認すること。
- ・事故発生時に備え、緊急時対応のためのマニュアルを整備し、緊急時には速やかに対応できるように連絡体制を整えておくこと。
- ・受託者は、事故やトラブルが生じた時には、適切な処置を講じるとともに、直ちに松山市へ報告しなければならない。

## ⑦苦情対応

- ・苦情が発生した場合には適切に対応するとともに、速やかに松山市に報告すること。

## ⑧未利用・途中終了の取り扱いについて

- ア 利用申し込みをしたまま特定保健指導の利用に至らない者に対しては、状況把握を行い、特定保健指導の利用に向けた調整を行うこと。
- イ 資格喪失・自己都合などで途中終了する者については、松山市に随時報告すること。
- ウ 特定保健指導の利用期間中に生活習慣病にかかる服薬治療を開始した等により、特定保健指導の継続が望ましくないと医師が判断した場合、その段階で終了とし、

その旨を松山市に報告すること。

なお、医師への確認は対象者本人が行うことを想定している。

#### (5) 評価及び報告

- ・委託業務が全て終了後、事業実績、事業分析、評価や提案を含む「委託業務完了報告書」(任意様式)を作成し、紙及び電子データにて松山市へ提出すること。

### 6. 利用勸奨事業の実施

#### (1) 概要

特定保健指導の利用および生活習慣の改善をより促すため、食事・運動に関するイベントなどの事業を実施すること。

#### (2) 実施内容および対象者

- ・食事・運動に関するイベントの実施を基本とするが、新型コロナウイルス感染症等の拡大などにより、実施が困難と判断した場合、再勸奨通知の発送などの代替も可能とする。
- ・事業の詳細な実施内容及び対象者については、松山市に事前に実施計画書を提出し、松山市と協議の上実施すること。
- ・対象者は、2. (1) の「利用案内(募集)文書対象者リスト」における積極的支援対象者のうち、特定保健指導の申込みがなかった者(ただし、利用勸奨で利用に対して拒否した者を除く。)及び5. (1) の「特定保健指導利用者」とする。

#### (3) 事業の実施

- ・対象者に対する案内通知の送付、受付等、利用勸奨事業にかかる全ての業務は受託者が行うこと。案内通知の封筒および返信用封筒は受託者が用意すること。なお、返信用封筒については必要に応じて同封することとし、返信用封筒を必要としない手法(電話申込等)も可能とする。
- ・松山市内に住所を有する施設等で実施すること。施設の使用にかかる手続き等は受託者が行うこと。
- ・松山市が保有・管轄する施設での実施を希望する場合は、事前に協議を行うこと。
- ・実施会場での運営は受託者が行い、円滑な実施のための貼り紙や受付の設置など対象者へ配慮すること。
- ・「動機付け支援」、「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的指導者として、運動に関する専門的知識及び技術を有する者が行うこと。

#### (4) その他

- ・受託者は対象者に対して、食事や運動についてのイベントなどの事業を期間内に2回程度(1回当たり40名程度)実施すること。ただし感染症等の拡大状況によっては、複数回の分散実施も可能とする。

### 7. 費用について

委託料には、事業実施に向けた打ち合わせに係る経費、講師謝礼、人件費、電話代、交通費、指導ツール、郵送料、機器リース料、消耗品費、賠償保険料、印刷製本費及び会場使用料等、本業務実施にかかる経費をすべて含むものとする。

### 8. 勧誘等の禁止

受託者は、営利目的による勧誘や募集等を行ってはならない。

### 9. 個人情報の保護

この契約による個人情報の取り扱いについては、受託者は、別記1「個人情報取扱特記事項」及び平成25年厚生労働省告示第92号「特定健康診査及び特定保健指導の実

施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」第2第4項の規定を遵守しなければならない。

#### 10. 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、この契約を遂行するために別記2「セキュリティ要求事項」を遵守しなければならない。

#### 11. 特記事項

- (1) 特定保健指導全般の企画や年間スケジュール等について、事前に松山市と十分に打ち合わせを行うこと。
- (2) 実施に当たっての詳細な内容や本仕様書に定めていない事項については、随時、松山市と協議するとともに、業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、必ず松山市の指示を受けて実施すること。
- (3) 松山市が必要と判断した場合は、受託者に対し業務の処理状況につき、調査し、又は報告することを求めることができる。
- (4) 受託者は、松山市が必要と判断した場合は、受託業務に関する立会い及び検査に応じること。
- (5) 定期的に（月1回程度）松山市と連絡会を開催し、業務の進捗状況や特に必要なケースについての報告、プログラム内容等については随時、松山市と連絡会や意見交換を行い、実施率や利用者の利便性の向上に努めること。なお、連絡会は原則として松山市が指定する方法や場所で実施すること。  
また、議事録は受託者が作成し、松山市の内容確認、承認を受けること。
- (6) 不要となった個人情報破棄する場合には、焼却または溶解など個人情報を復元不可能な形にして廃棄すること。
- (7) 保健指導対象者に送付する文書や教材等は事前に松山市にサンプルを提供すること。協議等の結果、修正が発生した際は修正したものを再度提供すること。

**参考資料**

《松山市の実績（法定報告値）》

**【特定健康診査】**

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
対象者数	79,220 人	77,138 人	75,223 人	73,522 人
受診者数	23,556 人	23,015 人	24,689 人	23,179 人
受診率	29.7%	29.8%	32.8%	31.5%

**【特定保健指導】**

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
対象者数	2,358 人	2,672 人	2,824 人	2,561 人
特定健康診査受診者数に 占める対象者の割合	10.0%	11.6%	11.4%	11.0%
終了者数	332 人	262 人	358 人	727 人
実施率	14.1%	9.8%	12.7%	28.4%

(内訳)

動機付け支援	対象者数	1,784 人	2,074 人	2,185 人	1,992 人
	終了者数	269 人	232 人	320 人	684 人
積極的支援	対象者数	574 人	598 人	639 人	569 人
	終了者数	63 人	30 人	38 人	43 人